

通常の寄附・個人版ふるさと納税

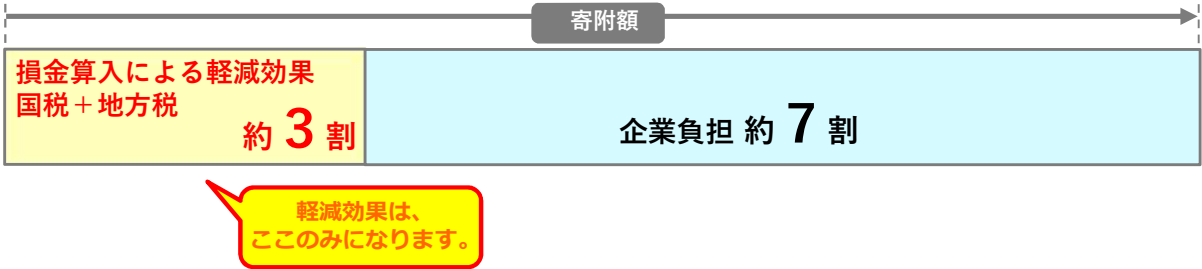
通常の寄附

【寄附できる企業】

- 全ての法人（本店所在地による条件なし）

【税の軽減効果】

- 寄附金全額を損金算入でき、寄附額の約3割の軽減効果があります。
※ただし、税の軽減効果があるのは、課税所得がある場合です。



個人版ふるさと納税

「個人版ふるさと納税」とは、自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です。（一定の上限はあります。）

【税額控除のイメージ】



▲ 出典：総務省ホームページ

【例】B市に住むAさんが、岡山市に30,000円のふるさと納税を行う。

Aさんの年収 700万円（給与所得のみ）

Aさんの扶養家族 配偶者のみ

⇒2,000円を超える部分である28,000円が
所得税と住民税から控除される。

詳しくは、総務省ホームページをご参照ください。

総務省 ふるさと納税ポータルサイト 検索



※ただし、税控除を受けることができるのは、個人住民税（所得割）の納税義務のある方です。

※個人版ふるさと納税の募集開始時期については別途お知らせします。

（参考）寄附の種類

- 寄附の種類がわからない場合は、下記に従い選択してください。

